

神川出張所だより



神川出張所は、みなさまの出張所です。各種証明書の発行、戸籍の届出、福祉制度の案内、まちづくり活動や地域交流をご利用いただける「区民交流スペース」の提供、地域情報の発信などの業務を行っております（区役所・支所業務の一部を取り扱っております。）。

神川出張所の業務

- ・戸籍謄本（全部事項証明書）・抄本（個人事項証明書）、住民票の写しなどの発行
- ・転入、転出などの手続
- ・戸籍の届出（出生、死亡、婚姻、離婚など）
- ・個人の印鑑登録及び印鑑登録証明書の発行
- ・マイナンバーカードの交付、通知カードの再交付受付
- ・税証明の発行（所得証明、課税証明、評価証明、公課証明、納税証明（軽自動車税を除く））
- ・125cc以下のバイクの登録及び廃車（名義変更等は取り扱っておりません）
- ・市税、国民健康保険料などの収納
- ・児童手当、子ども医療、高校進学・修学支援金の受付、福祉制度の案内
※年金や国民健康保険等の取り扱いはしておりません。
- ・インフルエンザ、肺炎球菌の予防接種の自己負担区分証明申請書の取次
- ・「区民交流スペース」の利用受付
- ・資源ごみ回収ボックスの設置、粗大ごみ処理手数料券の販売

窓口でのご質問のいくつかを紹介します。お気軽にお問い合わせください。

Q 戸籍謄本（全部事項証明書）などの交付を請求できる人を教えてください。

戸籍は、そこに載っている人の個人情報です。そのため、戸籍謄本（全部事項証明書）などの交付を請求できる人は法律で制限されています。請求できる方は、その戸籍に記載のある方及びその配偶者、直系尊属・卑属（父母、祖父母、子、孫等）です。それ以外の方の請求には戸籍法が定める正当な理由が必要です。また、本人確認書類の提示にご協力ください。

※婚姻後の兄弟姉妹の戸籍は、本人等として請求することができません（自己の権利行使又は義務履行や国の機関等に提出する場合等の第三者請求はできます。）。なお、請求できる方から依頼された代理人による請求も可能です（委任状が必要です。）。

京都市内を本籍とする戸籍関係証明書については、京都市内の区役所・支所・出張所及び各証明書発行コーナーのいずれでも請求可能です。なお、「謄本（全部事項証明書）」とはその戸籍の全員分を、「抄本（個人事項証明書）」はその戸籍の中の必要な方の分だけを抜粋したものです。

Q 印鑑登録証明書を請求したいのですがどのようにすればよいのですか？

印鑑登録証明書の交付には事前に住所地での登録が必要です。神川出張所管内にお住まいの方は、神川出張所又は伏見区役所で登録ができますので、登録する印鑑と本人確認書類をお持ちください。なお、代理人が申請する場合は委任状が必要です。

本人が、顔写真入りの官公庁発行の証明（運転免許証等）を持ってきていただいた場合に限り、即日、印鑑登録証（緑色のカード）をお渡しします。

そのほかの場合（代理人申請を含む）は、本人の意思確認のため住所地に照会文書を送付しますので、後日、それを持って印鑑登録証を受け取りに来ていただく形になります。

印鑑登録証をお持ちになれば、市内のどこの区役所、支所、出張所（未電算の出張所は他管轄の印鑑証明書は不可）、証明書発行コーナーでも印鑑登録証明書を交付することができます。

Q 子どもの医療費の払戻しについて聞きたいのですが？

京都市子ども医療費支給制度の対象は市内在住で健康保険に加入している中学校3年生まで（15歳到達後最初の3月31日）のお子さんです。次の場合は、医療機関の窓口で支払った医療費の支給申請を行うことにより、その支払額から一部負担金を差し引いた金額について支給を受けることができます。

- ◆京都府外の医療機関等を受診した場合 ◆受給者証の交付を受ける前に受診した場合
- ◆受給者証を提示せずに受診し、医療機関等の窓口で健康保険の自己負担額を支払った場合
- ◆3歳から中学校3年生までのお子さんが通院し、複数医療機関を受診するなど1箇月の自己負担額の合計が3,000円を超えた場合 など

いずれの区にお住まいの方でも神川出張所で手続きができます（区役所への持参、もしくは京都市子ども家庭支援課分室への郵送でも手続可能）。

お持ちいただく書類（郵送の場合、①②④はコピー）

- ①子ども医療費受給者証（白色）
- ②健康保険証（対象となるお子さんの名前が記載されているもの）
- ③領収書原本（患者名、受診日、医療機関名、保険診療点数が記載されたもの）
- ④保護者名義の通帳又はキャッシュカード（振込先口座番号等がわかるもの）

* 予防注射など保険診療の対象にならないものは支給の対象とはなりません。

【ご利用ありがとうございます】

子どもの福祉関係では、「子ども医療」のほかにも、「児童手当」と「高校進学・修学支援金」の受付が神川出張所でできます。

また、福祉に関してどのような施策があるかなど、福祉制度のご案内もしています。



Q 出張所で資源ごみの回収はしていますか？

出張所内に、資源物回収ボックス（乾電池・リユースびん・てんぷら油・紙パック・蛍光管）を設置しています。

また、毎月第一水曜日（午後2時～4時、出張所前広場にて）、伏見まち美化事務所が次の品目の回収を行います。

- ◆古紙（新聞・段ボール）、雑紙（雑誌含）
- ◆古着類
- ◆陶磁器製の食器
- ◆小型家電「高さ×幅×奥行＝30×40×40cm以内」（家電4品目（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機）、パソコン、石油・灯油ストーブを除く）
- ◆記憶媒体類（CD,DVD,ビデオテープ等）

住民主体のまちづくりの実践！

地域の総体でまちの課題に取り組む
**久我・久我の杜・羽束師地域
まちづくり協議会**

平成19年に3学区の自治連合会を中心に設立された「久我・久我の杜・羽束師地域まちづくり協議会」では、毎月第一金曜日に神川出張所で会議を開き、地域の様々な課題について話し合われています（午後1時30分～、傍聴可）。



10年以上にわたり住民主体のまちづくりを進め、住民の皆様の思いを実現してきました。

- ・久我の杜センタープラザへの神川出張所移転
- ・久我交番、羽束師交番の誘致
- ・バスの増便、バスの駅の設置
- ・桂川堤防道路など既存道路の改善
- ・ふれあい朝市の発展
- ・健康・福祉まつりの開催
- ・まちの防災機能の強化

などは、3学区の連携により実現したものです。

若い世代を中心に人口が増えてきた地域ですが、新しい力をまちづくりに活かし、温もりのある地域の絆を広げ、人と人のつながりを感じて暮らせるまちであり続けましょう。

若い世代の皆様、地域の自治会への加入をおねがいいたします。次の担い手にスムーズにバトンがわたり、住民主体のまちづくりの思いを継続しましょう。

ふれあい朝市、
新鮮！安い！うまい！

毎月第三土曜日の午前9時から久我自治連合会館（旧神川出張所）で開催されます。地元の農家が丹精を込めて作られた新鮮な野菜が出品され、毎回すごい人気です。「売り切れごめん」なのでお急ぎください。平成30年2月には記念すべき、第100回を迎える、記念開催で盛り上がります。



初の健康・福祉まつり開催！

昨年、11月23日に神川出張所、久我の杜学習センターを主会場に開催し、600人を超える来場者で賑わいました。

3地域が結束して取り組んだことで多くの方に喜んでいただけたと思います。これからも地域の絆を大切に継続開催されます。

また、各地域で健康すこやか学級、体操教室、うたごえ、カラオケ等が開催されていますので、参加を希望される方は、各学区の社会福祉協議会等にお問い合わせください。



※ロビーに、当日の写真の掲示及びまちづくり協議会だより（まつり特集号）の配架をしています。



もっと市バスを便利に！

[MM（モビリティ・マネジメント）とは？]

地域の皆様とコミュニケーションを図りながら、バスやクルマを上手く、かしこく使って、暮らしやすい地域を皆様で創り上げていく取組です。

神川出張所管内は、鉄道駅がなく路線バスが唯一の公共交通となっています。まちづくり協議会・伏見区役所・京都市交通局は、地域の大切な足である市バスをもっと便利にしようと、MM（モビリティマネジメント）に取り組んでいます。バス利用者が増える⇒バスの便数増加、路線の拡充⇒バス利用者が増える、という好循環を目指します。「バスの駅」整備の計画も進められています。

南2号系統

竹田駅西口～久我の杜
～菱川～免許試験場～JR長岡京東口

年々、南2号系統の
ご利用者数が増えています！

MM（モビリティマネジメント）の取組により平成28年3月19日から南2号系統が増便され、さらにご利用者数が増えました。一層の利便性向上につながるよう、ますますのご利用をお待ちしております。



南2号系統は、本数も増え、夜も遅くまで運行しているのでとても便利です！

- 運行回数（平日の場合）：42回／日
- 朝ラッシュ時間帯：4回／時（約15分間隔）
- 昼間時間帯：2～3回／時（15～40分間隔）
- 竹田駅西口発、JR長岡京東口行き最終便：22時40分発（菱川まで）
- JR長岡京東口発、竹田駅西口行き最終便：22時30分発



区民交流スペースの事業紹介～子育て支援や介護予防など盛りだくさん

事業名	対象	実施日	お問い合わせ
ケロちゃんひろば	0歳～1歳	奇数月の 第1水曜日	羽束師児童館 TEL075-921-2926
ヨガ～Relax of Heart～	子育て中のママと お子さん	原則 第2・4月曜日	ハートの家族 TEL090-3677-3569
えんじよい体操教室 はっぴい体操教室	65歳以上で特に運動制限のない方	毎週月・火・水曜日	伏見区地域介護予防推進センター TEL075-612-8156

※他にも随時実施事業があります。神川出張所又は実施機関にお気軽にお問い合わせください。